

他の都道府県条例における障害を理由とする 差別についての助言・あっせんについて

- (1) 他の都道府県条例においては、障害を理由とする差別について、行政に相談を行っても解決が見込めない場合には、問題解決のための助言・あっせんを求めることができる仕組みを規定している例が多い。
- (2) 多くの県で採用している助言・あっせんの仕組みは以下のとおりである。
- ① 助言・あっせんの求めがあった場合、事実関係を確認するために、関係者に説明又は資料の提出を求める。
 - ② 事実関係を確認し、必要と認められる場合には、助言・あっせんを行う。
 - ③ 正当な理由なく、関係者が説明又は資料の提出を拒否した場合や、あっせん案に従わない場合には、必要な措置をとるよう勧告する。
 - ④ 勧告に従わない場合には、その者への意見聴取を経て、その旨を公表することとする。
- (3) 助言・あっせんを行う機関については、知事とは別の第三者機関が行うこととしている例が多い。
- (4) 他の都道府県条例の状況

	助言・あっせんの規定	助言・あっせんを行う機関		説明・資料要求権限	勧告	公表	公表前の意見聴取
		知事	第三者機関				
宮城県 (案)	○	—	○	○	○	○	○
北海道	○	—	○	○	○	○	○
岩手県	—	—	—	—	—	—	—
山形県	—	—	—	—	—	—	—
福島県	○	—	○	○	○	○	○
茨城県	○	○	—	○	○	○	○
栃木県	○	—	○	○	○	○	○
群馬県	○	—	○	○	○	○	○
埼玉県	○	○	—	○	○	○	○
千葉県	○	—	○	○	○	—	—
東京都	○	—	○	○	○	○	○
富山県	○	—	○	○	○	○	○

	助言・あつせん の規定	助言・あつせん を行う機関		説明・資料 要求権限	勧告	公表	公表前の 意見聴取
		知事	第三者 機関				
福井県	○	—	○	—	○	○	—
山梨県	—	—	—	—	—	—	—
岐阜県	—	—	—	—	—	—	—
静岡県	○	—	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	△※2	—	○	○	○
三重県	○	○	△※2	○	○	—	—
京都府	○	—	○	○	○	○	○
大阪府	○	—	○	○	○	○	○
奈良県	○	—	○	○	○	○	○
鳥取県	—	—	—	—	—	—	—
徳島県	○	—	○	○	○	○	○
香川県	○	—	○	○	○	○	○
愛媛県	○	—	○	○	○	○	○
福岡県	○	—	○	○	○	○	○
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	○	—	○	○	○	○	○
熊本県	○	—	○	○	○	○	○
大分県	○	—	○	○	○	○	○
宮崎県	○	—	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	—	○	○	○	○	○
沖縄県	○	—	○	○	○	—	—
合計	26	4	22	24	26	23	22

※ ○は当該規定あり，—は規定なし。

※2 愛知県と三重県では、助言・あつせんは知事が行うが、意見聴取（諮問）機関として第三者機関を設置している。